

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第一条の二 公売不動産（法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと

等の陳述）に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第一条の四第一項及び第二項（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）において同じ。）の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一 公売不動産の入札等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 公売不動産の入札等をしようとする者が個人であるときは、その生年月日及び性別

三 公売不動産の入札等をしようとする者が法人であるときは、その役員

の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

四 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が個人であるときは、その氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

五 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が法人であるときは、その名称及び住所並びにその

役員

の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

六 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等（法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の四第三項において同じ。）に該当しないこと。

七 その他参考となるべき事項

2| 公売不動産の入札等をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを国税局長、税務署長又は税関長に提出するものとする。

- 一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等（第一条の四第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。）を受けて事業を行つている者である場合、その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類
- 二 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合、その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

（公売保証金に係る契約の要件）

第一条の三 省略

（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）

第一条の四 法第百六条の二第一項ただし書（調査の囑託）に規定する財務省令で定める場合は、公売不動産の最高価申込者等（法第百条第六項第一号（公売保証金）に規定する最高価申込者等をいう。次項において同じ。）

が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。

2 法第百六条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。

3 前二項に規定する指定許認可等とは、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号（定義）に規定する許認可等をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しないことが同条第一号に規定する法令において当該許認可等の要件とされているものうち国税庁長官が指定するものをいう。

4 国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

（随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用）

第一条の五 第一条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定は、法第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する法第百九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解

（公売保証金に係る契約の要件）

第一条の二 同上

除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。)をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けせようとする者」と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けせようとする者」と、同条第二項中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けせようとする者」と、同項第三号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けせようとする者」と読み替えるものとする。

2| 第一条の四(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合)の規定は、法第百九条第四項において準用する法第百六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書(調査の嘱託)に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第一条の四第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは、「を随意契約により買い受けせようとした者」と読み替えるものとする。

(不動産の売却決定期日)

第一条の六 法第百十三条第一項(不動産等の売却決定)に規定する財務省令で定める日は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの期間内で国税局長、税務署長又は税関長が指定する日(法第百六条の二(調査の嘱託)(法第百九条第四項(随意契約による売却)において準用する場合を含む。)の規定により調査を嘱託した場合であつて、同日までにその結果が明らかでないときは、その結果が明らかになつた日)とする。

- 一 公売期日等(法第百十一条(動産等の売却決定)に規定する公売期日等をいう。次号において同じ。)から起算して七日を経過した日
- 二 公売期日等から起算して二十一日を経過した日

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 (国税徴収法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年財務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

附 則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。